資料４

ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）対策について

１　平成２７年度主要事業実績

（１）「第４次京都市男女共同参画計画　きょうと男女共同参画推進プラン」の推進について

「ＤＶ対策の強化」を計画の重点分野として，平成２３年１０月に「京都市ＤＶ相談支援センター」を開所し，初期の相談から長期にわたる自立生活の促進に向けた支援に取り組んできた。また，ＤＶ根絶のための市民への普及啓発や学校における人権教育の推進，緊急避難場所の確保など被害者の保護，各支援機関とのネットワークの構築など自立支援の充実等にも取り組んだ。

（２）京都市ＤＶ相談支援センターでのＤＶ被害者からの相談件数

電話	面接	相談件数計
４，３４１件 （４，０１３件）	９９０件 （７２５件）	５，４２４件 （４，８４０件）

（　）内の数値は平成２６年度実績：平成２６年４月１日～平成２７年３月３１日

＊出典「京都市ＤＶ相談支援センターの相談状況より」より

（３）京都市ＤＶ相談支援センターでのＤＶ被害者への支援状況

同行支援 代行支援	安全確保 (市ｼｪﾙﾀｰ)	保護命令の申請	ＤＶ相談証明書発行	うち住基閲覧制限	法律相談	カウンセリング	緊急ホットライン
２２３件 （１５７件）	４件 （４件）	１４件 （７件）	１６８件 （１４８件）	１１７件 （７６件）	４３件 （４４件）	８８件 （８４件）	９３件 （１０２件）

（　）内の数値は平成２６年度実績：平成２６年４月１日～平成２７年３月３１日

＊出典「京都市ＤＶ相談支援センターの相談状況より」より

（４）配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議

平成１２年度に設置した「京都市域の女性への暴力に対するネットワーク会議」を，京都府との共同による事務局体制に再編し，平成２３年３月に設置。３１機関（オブザーバー１機関含む）により構成されており，全体会議に加えて，３つの実務者会議（相談部会，啓発部会，保護・自立支援部会）を開催し，事案に即した具体的な支援策を協議している。

平成２７年度実績：全体会議１回
実務者会議２回（相談部会１回，啓発部会１回）

（５）京都市民間緊急一時保護施設補助金

ＤＶ被害者に対して，京都府家庭支援総合センターや母子生活支援施設と連携し被害者の一時保護や自立支援に取り組み，民間の緊急一時保護施設に対する家賃補助を行う。

平成２７年度実績：１，２６０千円　（１室：@３３千円×１２か月
１室：@３１千円×１２か月
１室：@４１千円×１２か月）

（６）京都市配偶者等からの暴力被害者緊急一時避難支援事業費補助金

市センターからの依頼に基づき，民間シェルターや母子生活支援施設がＤＶ被害者の緊急時における安全確保を行った場合に，運営団体に対し，原則２泊３日を限度として措置費を支給。

平成２７年度実績：交付団体１団体，延べ３６日間，１３９，０１０円交付

（７）市営住宅優先入居

ＤＶ被害者の居住の安定による自立支援を目的として，ＤＶ被害者向けの市営住宅への優先入居を年４回（５月，７月，１０月，１月）実施。

平成２７年度実績：募集回数４回，募集件数４４件，応募件数３件，入居件数３件

（８）男性のためのＤＶ電話相談

男性のＤＶ被害者や潜在化している「暴力をやめたい。」と悩む男性のＤＶ加害者に対して相談窓口を継続，ＤＶ被害の重篤化予防を図った。

相談日　毎月第２・４火曜日（祝日，年末年始は除く。）

平成２７年度相談件数　２８件

（９）ＤＶ被害者支援シンポジウム

「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議」の主催により，平成２７年１１月２日ウィングス京都で開催。「ＤＶモラルハラスメントとは－気づきと支援について－」をテーマに日本フェミニストカウンセラー協会代表理事 川喜田好恵氏による基調講演のほか，パネルディスカッション「ＤＶモラルハラスメント被害者の現状と支援」を実施。

平成２７年度実績：参加者数１２６名

（10）ＤＶ予防講座

ＤＶに関する専門的な内容の講義，医療現場や学校での相談事例についての検討や対応方法の助言を行う講座を実施した。

開催日時	テーマ	対象者	講師	参加者数
平成 27 年 7 月 11 日(土) 14 時～16 時	医療現場におけるＤＶへの取り組みについて	看護職	ウィメンズセンター大阪 高見　陽子 氏	22
平成 27 年 8 月 18 日(火) 15 時～16 時 30 分	デートＤＶ調査から見えること	教職員	神戸大学，立命館大学 非常勤講師 伊田　広行 氏	24
平成 27 年 9 月 2 日（水） 17 時 30 分～18 時 15 分	私もあなたも大切にデートＤＶってなんだろう	高校生	ＮＰＯ法人 ＳＥＡＮ 遠矢　家永子 氏	45 高校生 35 教員　10

２　平成２８年度　新規事業

（１）デートＤＶ予防事業

暴力を容認しない社会風土を醸成することを目的として，ＤＶの被害者にも加害者にもならないための関係構築や相談を受けた時に正しく対応できるよう，中学生や高校生等の若年層を対象に，授業での使用を想定したＤＶＤを制作し，京都市内の中学校，高等学校等と連携した啓発を実施する。

３　京都市ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）相談支援センターの概要

１　運　営

・　男女共同参画推進課（分室扱い）

所在地非公開

※ＤＶ被害者の安全を確保するため，設置場所についてできる限り秘匿とする。

・　相談，自立支援業務等を民間団体に委託

※委託先について

委託先：社会福祉法人　宏量福祉会

（野菊荘（施設長　芹澤　出）の一事業として委託）

２　設置・開所時期

平成２３年４月１日設置

平成２３年１０月３日開所

３　開設時間

月～土　９：００～１７：４５（勤務時間８時間）

※　日・祝・年末年始休み，昼休み４５分間

（電話・来所相談） 月～土　９：００～１７：１５

（緊急ホットライン） 上記開所時間外及び日・祝・年末年始を対応　→　開所時から

４　室内レイアウト

１階子育て活動いきいきセンター…警備室，プレイルーム，事務室等

２階市ＤＶセンター…相談室（２室），カウンセリングルーム，会議室，事務室等

（３階…その他施設）

５　体　制

センター長（男女共同参画推進課長）

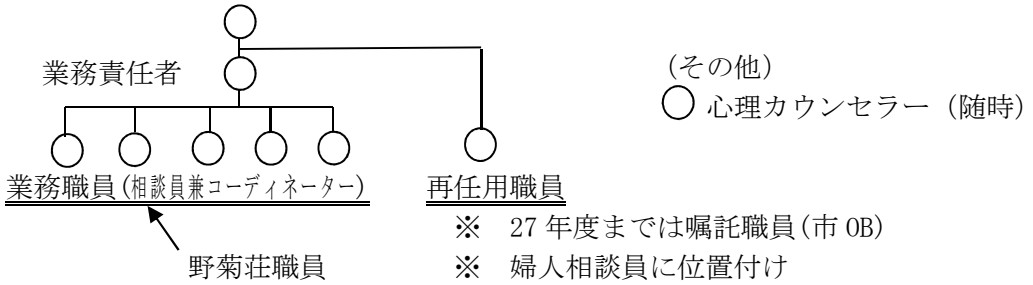

■　男女共同参画推進課長　　市ＤＶセンター業務全般の統括

■　業務責任者　　現地職員のリーダーとして，業務全般を示唆し，受託業務職員を直接指揮監督する。
（野菊荘施設長）

■　再任用職員　　市ＤＶセンターの管理，連携が重要となる区役所との連絡調整等の業務を担う。

■　相談員兼コーディネーター　　相談，各種情報提供，安全確保のための保護命令の申し立てに関する支援，関係機関との連絡調整，司法など行政手続きの同行支援等，きめこまかな対応による自立支援業務を担う。
（５名-野菊荘職員）

※連絡先　　電話：０７５－８７４－４９７１（相談），ＦＡＸ：０７５－３２６－１１７０

緊急ホットライン：０７５－８７４－７０５１

6　実施業務（配偶者暴力防止法第３条第３項各号）

① 相談（第１号）
- 婦人相談員・相談員兼コーディネーターによる相談及び相談を行う機関（児童相談所，ウィングス京都等）の紹介
- 緊急ホットラインの設置（緊急的な事案に対する情報提供など）

② カウンセリング（第２号）
- 臨床心理士によるカウンセリングの実施

③ 緊急時における安全の確保（一時保護を除く。）（第３号）
- 一時保護までの間の避難場所（母子生活支援施設，民間シェルター）の提供

④ 自立生活促進のための支援（第４号）
- 各支援施策をコーディネートし，継続的に自立生活をサポート
  - ➢住民票等の閲覧制限に係る支援措置や生活保護などの情報提供，助言，関係機関との連絡調整
  - ➢就業の促進，弁護士相談，援護等に関する情報提供・助言等
  - ➢母子生活支援施設等の退所後における地域での生活に向けた自立支援（訪問等の見守り支援，行政手続き，司法手続き等の同行支援等）

など

⑤ 保護命令に係る情報提供（第５号）
- 保護命令の確認機関として，保護命令制度に関する情報提供，助言，関係機関（警察，地方裁判所等）への連絡・同行支援

⑥ 保護施設に関する情報提供（第６号）
- 保護施設（母子生活支援施設，民間シェルター等）の利用に関する情報提供，助言，関係機関との連絡調整その他の援助

7　相談対象

相談対象は女性被害者のみである。
男性被害者についてはウィングス京都等の他機関を紹介している。

問　題		対　応	
家庭内における暴力	（元）夫からの暴力	○	相談，情報提供，継続的自立支援
	（元）内縁からの暴力	○	相談，情報提供，継続的自立支援
	妻からの暴力	×	ウィングス京都等の紹介
	親からの暴力	×	警察等の紹介
	子どもからの暴力	×	
	兄弟姉妹からの暴力	×	
その他	（元）交際相手からの暴力	○	相談，情報提供
	同性愛者からの暴力	×	ウィングス京都等の紹介